

公 示

下記のとおり漁業法第 67 条で読み替えて準用する法第 64 条第 5 項の規定に基づく内水面第一種区画漁業の内水面漁場計画に関する公聴会及び第 277 回香川県内水面漁場管理委員会を開催する。

令和 6 年 11 月 28 日

香川県知事 池 田 豊 人

記

(公聴会)

1. 日 時 令和 6 年 12 月 16 日 (月)
10 時 40 分から 11 時 10 分まで
2. 場 所 高松市番町四丁目 1 番 10 号
香川県庁本館 12 階第 1・2 会議室
3. 公聴すべき案件 内水面漁場計画の変更について (別紙のとおり)
4. 公述の申し込み

公聴会において意見を述べようとする者 (公述者) は、所属、氏名及び発言内容の要旨を文書で令和 6 年 12 月 13 日 (金) 16 時 00 分までに当委員会事務局へ提出してください。

5. 公述者の範囲
 - (1) 漁業権者
 - (2) 入漁権者
 - (3) 漁業権漁業の経営者
 - (4) 漁業協同組合関係者
 - (5) その他利害関係のある者

(注) 上記案件 (漁場計画) の内容については、漁場の位置する市町又は香川県農政水産部水産課並びに同課内の香川県内水面漁場管理委員会事務局のうち最寄りの場所で閲覧できます。

(委員会)

1. 日 時 同上 10 時 30 分から 10 時 40 分まで、11 時 10 分から (開始時間が早まる可能性があります。)
2. 場 所 同上
3. 議 題
 - 1) 香川県内水面漁場管理委員会委員の会長及び会長代理の互選について
 - 2) 内水面漁場計画の変更について (諮問)
 - 3) 香川県漁業調整規則の改正について (諮問)
 - 4) うなぎ稚魚漁業許可の公示について (諮問)
 - 5) 内水面の採捕許可について (協議)
 - 6) その他

内水面漁場計画の変更（案）

令和5年12月26日付けで香川県ホームページに公示した内水面漁場計画（内水面漁場公示第1号）に、次の区画漁業権に係る事項を追加する。

計画番号 内区第203号（かき）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市引田4373番地1（安戸池）

イ 点の位置

基点A 北護岸屈曲部

〃 B 北西護岸水門

〃 C 北岸の窪

〃 D 護岸・県道津田引田線交差部

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

（北緯34度14分40秒、東経134度23分43秒）

〃 ロ CからD見通し線上イからDへ40メートルのところ

（北緯34度14分28秒、東経134度23分40秒）

〃 ハ AからB見通し線上イからBへ40メートルのところ

（北緯34度14分41秒、東経134度23分41秒）

〃 ニ AからB見通し線と平行にロから西へ40メートルのところ

（北緯34度14分28秒、東経134度23分38秒）

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域（別紙1）

(2) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	4月1日から翌年3月31日まで

(3) 存続期間 令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(6) 関係地区 東かがわ市引田

内区第 203 号

